

第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画（案）について

平成29年12月19日に「第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画」の素案を公表し、パブリック・コメントでの意見聴取を行ったところである。

このたび、これらの意見等を踏まえ、素案を見直し、第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画（案）を取りまとめた。

1 意見の件数

42件（1団体、28名）

2 意見の概要と県の考え方（主なもの）

番号	意見等の概要	県の考え方
1	グループホーム（共同生活援助）の利用ニーズ（見込量）は高まっており、必要な見込量をもっと増幅し、「受け皿」づくりに力を入れてほしい。	グループホームの見込量は、見直しの結果、上方修正させていただいたところ です。
2	障害のある人が地域で安心して暮らせるようにするためには、「親亡き後」の問題を今後も検討していかなければいけない。 今後も必要な地域生活の支援づくりを検討してもらいたい。	障害のある人が地域で安心して暮らせるように、地域生活への移行、相談、体験の機会及び場の提供、緊急時の受入体制の確保、専門性の確保など、地域の生活支援の機能を集約した拠点（地域生活支援拠点等）の整備を促進してまいりたいと存じます。
3	障害者スポーツへの支援もしてほしい。例えば、精神障害でフットサル、卓球、フライングディスクに力を入れてもらいたい。	今回、計画に「障害者スポーツの振興」を新たに盛り込んでおり、障害の種別・程度に関わらず、誰もが個性やニーズに応じたスポーツを楽しめるよう環境づくりを行い、障害者スポーツの普及を図ってまいります。
4	就労継続支援B型事業所利用者の工賃の低さは社会的障壁である。このことは県単独で解決は困難だが、就労継続支援事業の利用者の工賃を補う財源を生み出すこと等を国に上申すること。また、県単独でも可能な賃金・工賃の補償方法を検討する必要があるのではないか。	障害のある人の工賃水準向上は重要と考えておりますので、今後とも、岡山県セルプセンターを介した共同受注や販路拡大、障害者優先調達の推進のほか、農福連携による障害のある人の就農促進事業等を通じ、工賃水準の向上に取り組んでまいります。

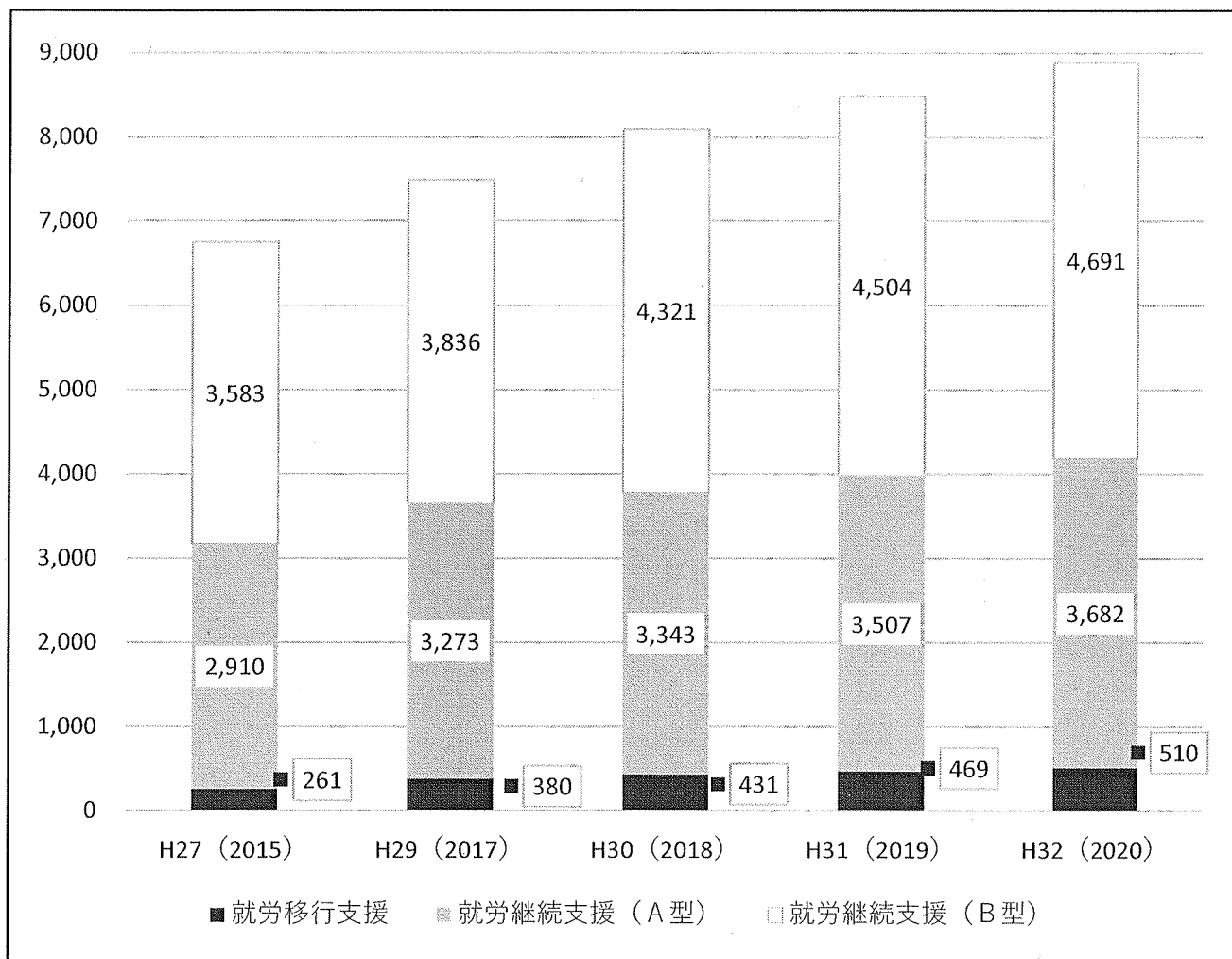
番号	意見等の概要	県の考え方
5	障害福祉サービス等の見込量はどのように計算しているのか、そのあたりの根拠をわかりやすく明示してもらいたい。	障害福祉サービス等の見込量は、市町村の計画と整合を図ることから、各市町村が過去の実績や、アンケート調査・障害福祉関係団体へのヒアリング等を通じ把握した障害のある人のニーズを基に算出した見込量を積み上げて算出しています。
6	重症心身障害のある人（子どもを含む。）を知らない事業所の相談支援員が多い。重症心身障害のある人が全体に占める割合が少ないので、施設を見学するなど、重症心身障害のある人のことを知ってもらい、適切な支援の理解を深めてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、重症心身障害のある人の特性に応じた適切な支援に理解が図られるようにするとともに、医療的ケア等の必要な業務を行うことができる人材の育成に努めてまいりたいと存じます。
7	入院中の精神障害のある人で入院期間1年以上の長期入院者数は、500人以下にするべきだ。そうしないと、精神科病院も本気で退院促進をしないし、地域の受け皿の仕組みも活性化しない。	目標数値は、国が示す算出方法に従い、高齢者人口の増加を反映した上で、平成32年度末の入院患者見込数を算出し、そこから認知症施策の推進や地域移行の促進を図るとして設定したものであり、ご理解をいただきたいと存じます。
8	県で養成したピアサポーターを活用してほしい。	ご意見を踏まえ、今後とも、病院等への派遣などを通じ、ピアサポーターの活用を進めてまいります。

3 第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画（案）

別冊

4 就労系サービスの利用者数の見込量（全県域）

（単位：人／月）



- ・ H27 (2015)、H29 (2017) は実績
- ・ H30 (2018) ～H32 (2020) は見込量

5 今後のスケジュール

- ・ 2月19日 第3回岡山県自立支援協議会・岡山県障害者施策推進審議会
- ・ 3月 計画策定

第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画（案）の概要

障害者総合支援法第8.9条第1項及び児童福祉法第33条の2第1項の規定に基づき、国の基本指針に即し、広域的な観点から障害福祉サービス等の必要量の見込みやその提供体制の確保等に関する基本的事項を定めた第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画（案）を取りまとめた。

1 計画の趣旨及び位置付け

平成18年度に第1期岡山県障害福祉計画を策定して以降、3年ごとに見直しを行い、これまで4期にわたり、障害福祉サービス等の基盤整備等を推進してきたが、現計画が今年度で期間満了となるため、平成30年度以降の次期計画を策定する。

なお、その計画策定に当たっては、今般、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、障害児福祉計画の策定が求められており、第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画として一体的に策定するものである。

2 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間

3 計画の基本理念

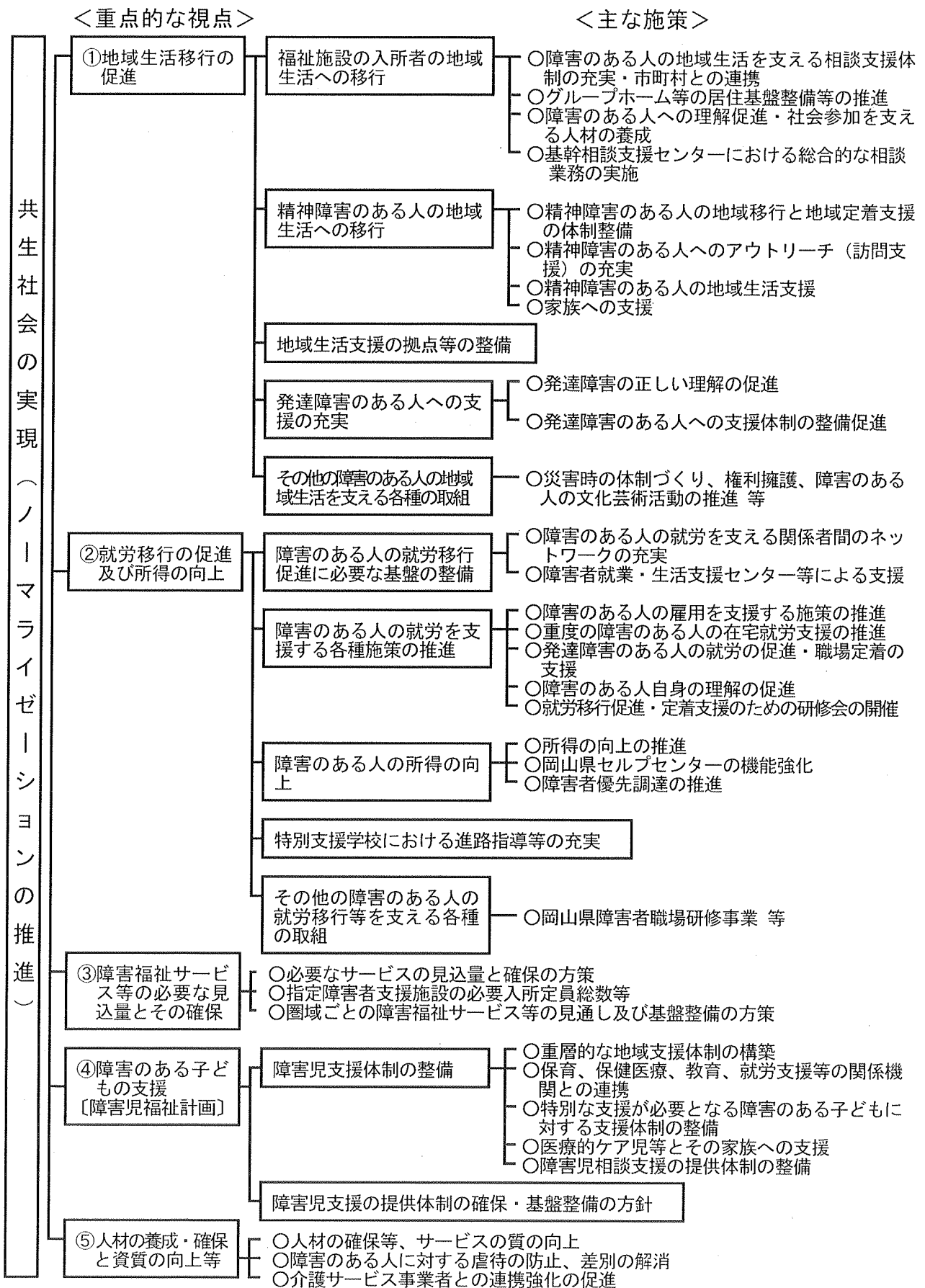
全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある全ての人に社会参加の機会が確保されること、障害のある子どもの健やかな育成のための発達が支援されること等を基本理念とし、必要な障害福祉サービス等の充実を図っていく。

4 計画策定のスケジュール

平成29年	7月24日	・第1回岡山県自立支援協議会等 (骨子案(策定方針)協議)
	7月下旬～8月上旬	・障害福祉関係団体(19団体)への意見聴取
	8月下旬	・各市町村ヒアリング
	11月17日	・第2回岡山県自立支援協議会等 (素案協議)
	12月19日	・パブリック・コメントの実施
平成30年		
	～ 1月19日	
	2月19日	・第3回岡山県自立支援協議会等 (最終案協議)
	3月	・計画策定

第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画（案）の概要

1 重点的な施策体系



2 障害保健福祉圏域の設定

県保健医療計画の二次医療圏等が5圏域に分かれていること等を考慮し、5圏域として設定する。

3 今回の見直しのポイントと主な成果目標

(1) 地域生活移行の促進

①共同生活援助（グループホーム）の整備見込量【上方修正】

平成28(2016)年度 定員数（実績）	平成30(2018)年度 定員数（見込）	平成31(2019)年度 定員数（見込）	平成32(2020)年度 定員数（見込）
1,853人	1,916人	2,008人	2,106人

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等【新設】

- ・精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消をさらに進めていくため、医療、保健、介護、福祉、教育、就労等の支援が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築に関する目標を設定

【成果目標】

○圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

平成32（2020）年度までに、県において、全ての圏域ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。また、全県単位で解決すべき課題にも対応できるよう、全県においても同様な協議の場を設置する。

③発達障害のある人への支援の充実【拡充】

- ・発達障害のある人が、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、社会で自立した生活を送ることができるよう、市町村や保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・団体と連携して、家族も含めた幅広い支援策や、対応力を備えた人材の育成など、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制等に関する記載を拡充

【成果目標】

〔現況値〕

〔目標値〕

○発達障害について身近に相談できるかかりつけ医の数

（県実施の「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」を受講した医師数）

平成29（2017）年10月現在 102人 → 平成32（2020）年度 150人

④その他

【成果目標】	〔現況値〕	〔目標値〕
○福祉施設の入所者数		
平成28（2016）年度末	2,293人	→平成32（2020）年度末 2,211人
○精神科病院の入院期間1年以上の長期入院患者数		
・65歳以上 平成26（2014）年調査	1,702人	→平成32（2020）年度末 1,550人以下
・65歳未満 同年調査	990人	→平成32（2020）年度末 680人以下
○地域生活支援拠点等の整備		
平成29（2017）年10月現在	3市1町	→平成32（2020）年度末 市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上整備

(2) 就労移行の促進及び所得の向上【拡充】

- ・発達障害のある人の就労や職場への定着を進めるため、各事業者における支援者の資質向上に向けた施策に関する記載を追加
- ・就労定着支援など、新たな障害福祉サービスに関する記載を追加

【成果目標】	〔現況値〕	〔目標値〕
○福祉施設から一般就労への移行者数		
平成28（2016）年度	180人／年	→平成32（2020）年度 303人／年
○就労移行支援事業の利用者数		
平成28（2016）年度末	355人	→平成32（2020）年度末 499人

(3) 障害のある子どもの支援（第1期岡山県障害児福祉計画）【拡充】

- ・障害児通所支援等における障害のある子どもや、その家族に対する支援について、障害のある子どもの障害種別や年齢等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備に関する記載を追加

(主な施策)

- ・重層的な地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携
- ・地域社会への参加促進
- ・特別な支援が必要となる障害のある子どもに対する支援体制の整備
- ・医療的ケア児等とその家族への支援

【成果目標】	〔現況値〕	〔目標値〕
○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	なし	平成30（2018）年度末 県、各圏域、市町村に少なくとも1か所以上 整備

（4）人材の養成・確保と資質の向上等

- ・障害福祉サービス等情報公開制度によるサービス向上に関する記載を追加【新設】
- ・障害のある人への虐待防止・差別解消に関する記載を拡充【拡充】
- ・介護サービス事業者との連携強化の促進に関する記載を追加【新設】